

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

野田村の人口構造は、国勢調査結果の直近 10 年間の比較において人口減少と少子高齢化の傾向、生産年齢人口の減少が顕著であり、この傾向は将来も続くことが予想される。

■国勢調査結果の比較（直近 10 年間）

区分	H22	R2	差 (R2-H22)
年少（0～14 歳）	526	429	△97
生産年齢（15～64 歳）	2,965	1,994	△971
老年（65 歳～）	1,393	1,513	120
合計	4,884	3,936	△948

（出典：国勢調査）

産業構造は、平成 26 年、平成 28 年ともに、事業所数の多い順で「卸売業、小売業」、「建設業」、「医療、福祉」、「生活関連サービス業、娯楽業」と続いている。

従業員数では、平成 26 年では「卸売業、小売業」、「医療、福祉」、「建設業」、「製造業」の順となっており、平成 28 年では、卸売業、小売業、「建設業」、「医療、福祉」、「生活関連サービス業、娯楽業」の順となっている。

上記から野田村では、「卸売業、小売業」、「建設業」及び「医療・福祉」が主要産業となっている。

平成 26 年と平成 28 年での事業所数の比較では、全体で 1 事業所の減となっており、主に「卸売業、小売業」、「製造業」、「学術研究、専門・技術サービス業」の事業所の減となっている。一方で、「建設業」、「医療、福祉」、「宿泊業、飲食サービス業」では、事業所が増加している。

■平成 26（2014）年・平成 28（2016）年 事業所数（事業所単位）大分類

区分	H26	H28	H28-H26
卸売業、小売業	49	44	△5
建設業	22	24	2
生活関連サービス業、娯楽業	17	17	0
サービス業（他に分類されないもの）	11	12	1
医療、福祉	18	20	2
宿泊業、飲食サービス業	11	13	2
製造業	10	8	△2
金融業、保険業	5	5	0
学術研究、専門・技術サービス業	5	3	△2
複合サービス事業	3	4	1

運輸業、郵便業	3	3	0
教育、学習支援業	2	2	0
農業、林業	3	3	0
漁業	2	2	0
鉱業、採石業、砂利採取業	2	2	0
不動産業、物品賃貸業	1	1	0
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	0
情報通信業	0	0	0
合計	165	164	△1

(出典：RESAS 総務省「産業センサスー基礎調査」再編加工、
総務省・経済産業省「経済センサスー活動調査」再編加工)

■平成 26 (2014) 年・平成 28 (2016) 年 従業者数 (事業所単位) 大分類

区分	H26	H28	H28-H26
卸売業、小売業	252	208	△44
建設業	187	207	30
医療、福祉	188	181	△7
製造業	104	71	△33
漁業	26	32	6
サービス業 (他に分類されないもの)	52	57	5
宿泊業、飲食サービス業	75	75	0
農業、林業	17	23	6
複合サービス事業	17	37	20
生活関連サービス業、娯楽業	36	31	△5
鉱業、採石業、砂利採取業	22	20	△2
金融業、保険業	20	22	2
運輸業、郵便業	4	5	1
学術研究、専門・技術サービス業	21	17	△4
教育、学習支援業	2	2	0
不動産業、物品賃貸業	1	1	0
電気・ガス・熱供給・水道業	1	23	22
情報通信業	0	0	0
合計	1,025	1,012	△13

(出典：RESAS 総務省「産業センサスー基礎調査」再編加工、
総務省・経済産業省「経済センサスー活動調査」再編加工)

労働生産性は、全国平均の約 60%となっており、全国順位で 1,206 位と全国で

も下位となっている。

■労働生産性（企業単位）平成28（2016）年

区分	労働生産性 (千円/人)	備考
全国平均	5,449	
岩手県平均	3,659	
野田村	3,214	全国 1,206 位/1,738 位 県内 19 位/33 位

(出典：RESAS 総務省・経済産業省「平成28年経済センサスー活動調査」再編加工)

今後、人口減少が予想され、特に生産年齢人口の減少による労働力の減少が予想される。村内の中小企業数も減少傾向にあり、労働生産性においても全国1,206位と低い状況である。さらに、早急に対応を必要とする村内の中小企業の課題として、人手不足、後継者不足等が挙げられる。現状のまま推移すると、村内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような状況を踏まえ、野田村経済の維持・成長による持続可能な地域を実現するためには、地域内の生産性向上対策を推進し、多様な産業の多様な設備を支援する必要がある。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、野田村経済の維持・成長を目指す。ついては、計画期間中に1件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

野田村の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が野田村の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

野田村の産業は、中心部及び郊外部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、野田村内全域とする。

(2) 対象業種・事業

野田村の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が野田村の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化等、多様である。そこで本計画においては、労働生産性が年率3%以上向上することに資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月19日～ 令和7年7月18日の2年間

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 村税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。